資料４

令和2年度 都市税財源の充実確保について

（令和2年度税制改正に向けて）

１．ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源である。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な代替財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

２．収入金額課税制度の堅持

電気・ガス供給業における法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として定着し、法人においても多大な行政サービスの提供を受けている。

行政サービスの質や量に対するニーズが高まる中、収入金額課税の見直しにより法人事業税が減少することになれば、市町村に交付される法人事業税交付金の減収を通じて財政運営や行政サービスの提供に多大な支障を来たすことになるため、同制度を堅持すること。

３．地方一般財源総額と地方交付税総額の確保等

都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

また、地方創生の実現には地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施する必要があることから、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

さらに、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

４．国庫補助金等の補助単価等の適正化

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫をいかせるよう、地域の実情を踏まえて補助金の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等を実態に即したものに設定し、そのために必要な予算額を確保すること。

令和元年11月

全国市長会